

記念品の贈呈について

組合員の世帯が1年間健康に過ごされた場合に、記念品を贈呈します。

- ・対象期間 令和2年度の1年間（令和2年4月1日から令和3年3月31日）
- ・対象者 被保険者が1年間に一度も医療機関に受診等をしなかった方が対象となります。
ただし、保険料滞納者がいる世帯は対象外とします。
- ・表彰内容 被保険者ひとりにつき記念品を贈呈します。
- ・送付時期 10月頃を予定しています。

高齢者表彰の記念品の贈呈について

後期高齢者組合員の方で、80歳・90歳・100歳になられた場合に、記念品を贈呈します。

- ・対象者 80歳：昭和14年12月1日生から昭和15年11月30日生の後期高齢者組合員
90歳：昭和4年12月1日生から昭和5年11月30日生の後期高齢者組合員
- ・条件 令和2年11月30日時点で後期高齢者組合員であること。
- ・送付時期 12月頃を予定しております。

100歳のお誕生日を迎えられた方は、その都度記念品を贈呈いたします。